

西宮市上下水道局

令和7年度水質検査計画

はじめに

西宮市上下水道局では、水質基準に適合した水道水をお客様にお届けするため、水源から給水栓に至るまでの水質管理を行っています。

水道法第20条には、安全な水道水を供給するための水質検査の実施が規定されています。また、水道事業者は、水道法施行規則第15条第6項に基づく水質検査計画を策定し、同17条の5により需要者の閲覧に供することを義務付けられています。

計画の策定は、水質検査の効率化・合理化および検査結果の公表による透明性の確保を目的としています。

(水質検査計画の内容)

1. 基本方針
2. 西宮市水道事業の概要
3. 水道の原水及び水道水（給水栓水）の状況
4. 水質検査の項目、頻度、地点及びその理由
5. 水質検査の方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の信頼性確保
8. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法
9. 検査結果の評価
10. 関係者との連携

発行日 令和7年3月31日

1. 基本方針

安全で安心な水道水を確保するために、水源から給水栓(蛇口)までの水質検査を定期的に行い、その水質を継続して監視することが必要かつ重要です。

以上のことから基本方針は次のとおりとします。

(1) 水道法で義務づけられている検査

給水栓の水道水が水質基準に適合していることを確認するため、水道法に基づく水質基準項目(51項目)について、検査を行います。水道法施行規則及び国土交通省及び環境省通知に基づき、検査地点、検査項目及び検査頻度を定めます。

(2) 水質管理上必要な検査(独自で行う検査)

原水、浄水(配水池等及び給水栓水)について、浄水処理及び配水管路システムが適切に機能していることを確認するため、水質基準項目と水質管理目標設定項目(27項目のうち26項目について実施)に加え、独自で行う項目について定期的に検査を行います。

(3) 安全を確保するための水質監視(水源の調査)

自己水源である河川及び貯水池の調査監視を定期的に行います。淀川等の広域水源は、他の水道事業体等と連携して対応します。

2. 西宮市水道事業の概要

平成20年(2008年)4月に受けた水道事業認可により、南部水道事業と北部水道事業を統一し、浄水場の統廃合を行ってきました。現在、南部地域では鳴尾浄水場が、北部地域では丸山浄水場が稼働しています。加えて、南部では阪神水道企業団から、北部では兵庫県企業庁から浄水を受水し配水しています。

(1) 本市の給水状況

本市の給水状況は表1に示すとおりです。

表1 給水の状況(令和5年度末)

総人口	482,467 人	
給水人口	482,354 人	
普及率	99.9 %	
給水戸数	242,340 戸	
年間配水量	52,964,363 m ³	(100.0 %)
自己水源	2,754,380 m ³	(5.2 %)
阪神水道受水	45,821,990 m ³	(86.5 %)
県水受水	4,387,993 m ³	(8.3 %)
一日平均配水量	144,711 m ³ /日	
一日最大配水量	154,885 m ³ /日	

(2) 浄水施設の概要

本市の水道施設の概要は表 2 に示すとおりです。

表 2 水道施設の概要

南部地域

系統	鳴尾浄水場系		阪神水道企業団受水系 ^{※1}
浄水場名等	鳴尾浄水場		阪神水道企業団 猪名川浄水場 尼崎浄水場
原水の種類	地下水		表流水
取水地点	鳴尾浄水場内 浅井戸および深井戸		淀川
浄水処理方法	(浅井戸系) 前塩素 急速砂ろ過 ^{※2} 紫外線処理	(深井戸系) 前塩素 凝集沈でん 急速砂ろ過	凝集沈でん オゾン 活性炭 中塩素 急速ろ過 後塩素

※ 1 阪神水道企業団受水系は、越水浄水場及び各配水所のほか、市内南部地域の管路でも受水しています。

※ 2 除鉄・除マンガン処理

北部地域

系統	丸山浄水場系 ^{※3}		兵庫県企業庁受水系 ^{※4}
浄水場名等	丸山浄水場	兵庫県企業庁 三田浄水場	兵庫県企業庁 多田浄水場
原水の種類	貯水池水	表流水	表流水
取水地点	丸山貯水池	武庫川	猪名川
浄水処理方法	前塩素 粉末活性炭 凝集沈でん 中塩素 急速砂ろ過	前塩素 粉末活性炭 凝集沈でん 中塩素 急速ろ過 後塩素	前塩素 粉末活性炭 凝集沈でん 中塩素 急速ろ過 後塩素

※ 3 丸山浄水場系は、丸山浄水場、県多田浄水場および県三田浄水場の浄水を混合し、配水しています。

※ 4 兵庫県企業庁受水系は、県多田浄水場の浄水を東山台配水所で受水し、配水しています。

3. 水道の原水及び水道水（給水栓水）の状況

（1）原水（浄水場入口の水）

原水（浄水場入口の水）の水質状況は表3に示すとおりです。

表3 原水の留意すべき事項、対象項目、及び対処方法

浄水場	留意すべき項目	対象項目	対処方法
鳴尾浄水場 (浅井戸系)	地質の影響	鉄・マンガン	定期的に水質調査を実施し、水質を確認
鳴尾浄水場 (深井戸系)	地質の影響	鉄・マンガン アンモニア態窒素	定期的に水質調査を実施し、水質を確認
丸山浄水場	藻類の増殖	2-メチルイソボルネオール※5	粉末活性炭処理の強化
	降雨による濁水	ジェオスミン※5	硫酸銅の散布
	油類等の突発性事故	濁度	処理系の監視の強化

※5 カビ臭原因物質

（2）水道水（給水栓水）

供給した水道水の水質は、すべて水質基準に適合しており、安全です。過去3年間（令和3～令和5年度）における各水系について、給水栓での検査結果は別表1-1～1-4のとおりです。

4. 水質検査の項目、頻度、地点及びその理由

定期的な水質検査には、水道法で義務づけられている検査（以下(1)～(3)）と、水道水の安全性を確保するために水質管理上必要な検査（以下(2)～(6)）があります。

西宮市上下水道局が行う定期的な水質検査は表4のとおりです。

表4中、各項目の基準値及び検査頻度については、別表3-1～3-3に示します。

また、具体的な検査地点は別表2及び別図1に示します。

表4 西宮市上下水道局が行う定期的な水質検査

水道法で義務づけられている検査	毎日検査：3項目 検査地点：給水栓
	水質基準項目：51項目（別表3-1） 検査地点：給水栓
水質管理上必要な検査	水質基準項目：51項目（別表3-1） 検査地点：原水、配水池等、給水栓
	水質管理目標設定項目：26項目（別表3-2） 検査地点：原水、配水池等、給水栓
	独自で行う項目：27項目（別表3-3） 検査地点：原水、配水池等、給水栓

(1) 毎日検査（1日1回以上、3項目）

各浄水場及び受水系統ごとの管末にあたる給水栓で、配水管末水質監視装置により色度、濁度及び消毒効果（残留塩素）の3項目を24時間連続監視します。

なお、水質監視強化のため、小松北町、鷲林寺1丁目、苦楽園五番町の3地点については、pH値、電気伝導度、水温の項目を追加し24時間連続監視します。

(2) 毎月検査（月に1回、浄水で最大21項目）

原水、浄水（配水池等及び給水栓水）で、水質を確認するために必要な13項目（一般細菌、大腸菌、味、臭気、色度、濁度、鉄等の金属類及びフッ素等）に加え、かび臭物質（表流水系のみ）等、水質管理上必要な項目について月1回検査を行います。

なお、鳴尾浄水場深井戸は年間を通じて水質が安定しているため、年12回から年6回とします。

(3) 全項目検査（年に4回、浄水で最大約200項目）

原水、浄水（配水池等及び給水栓水）で、水質基準項目、水質管理目標設定項目（農薬類を含む）及び独自で行う項目について年4回検査を行い、季節ごとの水質状況を把握します。

なお、下記の原水については、検査回数を変更します。

- ・鳴尾浄水場浅井戸については、これまでに水質基準項目のうち健康関連項目の検査結果が、水質基準を大幅に下回っており、年間を通じて水質が安定しているため、年4回から年2回とします。
- ・鳴尾浄水場深井戸については、鉄、マンガン、アンモニア態窒素が多いことを除いては、浅井戸と同様に水質が安定しているため、年4回から年2回とします。

(4) 浄水検査（月に1回以上、11項目）

浄水処理の状況を確認するため、ろ過池及び配水池で、色度、濁度、金属類など性状に関する11項目を、毎月検査とは別に月1回以上検査します。

(5) 水源の水質監視・調査

水源での汚染や水質悪化の状況等を調査します。

- ・丸山貯水池について、生物を含めた項目は月1回以上、富栄養化等に関する項目は年4回検査します。また、流入河川である船坂川の下流で月1回以上、上流、中流の2地点では年4回検査を行います。
- ・丸山浄水場系及び兵庫県企業庁受水系の浄水について、高水温期のトリハロメタン等（消毒副生成物）の上昇に備え、夏期は月1回検査を行います。
- ・武庫川、淀川及び猪名川について、各水質協議会に参画し、上流から取水点まで合同調査を行います。

(6) その他の検査

- ・平常時における放射性物質の測定データを収集するため、放射性物質3項目について、丸山浄水場で年4回、鳴尾浄水場で年2回検査を行います。
- ・ダイオキシン類は、丸山浄水場及び鳴尾浄水場で年1回検査を行います。

5. 水質検査の方法

(1) 水質検査の方法

水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（厚生労働省告示）で、その他の項目は「水質管理目標設定項目の検査方法」（厚生労働省通知）及び「上水試験方法」（日本水道協会編）等に従って行います。

(2) 水質検査の区分

水質検査は、原則として西宮市上下水道局の浄水課で行いますが、表5にある項目については、阪神水道企業団及び受水5市（神戸市、尼崎市、宝塚市、芦屋市、西宮市）で協定を結び、共同検査体制により神戸市水道局又は阪神水道企業団の水質試験所で行います。その他、「ダイオキシン類」の検査は外部委託にて実施します。

表5 共同検査項目及び検査場所

共同検査項目	検査場所
水銀及びその化合物	神戸市水道局 水質試験所
シアン化物イオン及び塩化シアン	
ハロ酢酸類（クロロ酢酸及びジクロロ酢酸並びにトリクロロ酢酸）	
ホルムアルデヒド	
陰イオン界面活性剤	
非イオン界面活性剤	
フェノール類	
フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	
ジクロロアセトニトリル	
抱水クロラール	
農薬類	
放射性物質	
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)並びにペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	
クリプトスポリジウム等	阪神水道企業団 水質試験所
全窒素	
全リン	

6. 臨時の水質検査

ここで挙げる臨時の水質検査とは、水道法施行規則第 15 条第 2 項に基づき行う検査をいいます。

下記に示す水質異常が発生し、給水栓の水質への影響が予想され、また水質基準に適合しないおそれがある場合、当該の水質基準項目および水道法施行規則第 15 条第 2 項第 3 号に規定された検査項目^{※6}について臨時の水質検査を行います。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき
- ②水源に異常があったとき
- ③水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④浄水過程に異常があったとき
- ⑤配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき
- ⑥その他特に必要があると認めるとき

※6 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH 値、味、臭気、色度、濁度

7. 水質検査の信頼性確保

水道を使用するすべてのお客さまが安心して利用できるよう、水質検査の信頼性確保に重点を置いています。

毎年、国及び兵庫県が主催する精度管理調査に参加し、分析精度の信頼性を確認しています。

加えて、平成 26 年度に「水道 G L P（水道水質検査優良試験所規範）」の認定を取得しており、水質検査結果の精度と信頼性が第三者機関である日本水道協会により保証されています。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画は、毎事業年度開始前に作成し、電子では市ホームページで、紙媒体では上下水道局上下水道総務課の窓口及び北部水道事業所で供覧します。

実施した給水栓水の水質検査結果は、四半期ごとに市ホームページで公表します。

また、一年間の水質検査結果をまとめた「水質試験年報」を作成し、市ホームページで公表します。

9. 検査結果の評価

検査地点ごとに、各検査項目の結果を評価し、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度に反映していきます。

また、水質検査計画をより良いものにするため、図 1 のとおり、お客さまのご意見を今後の計画に反映させます。

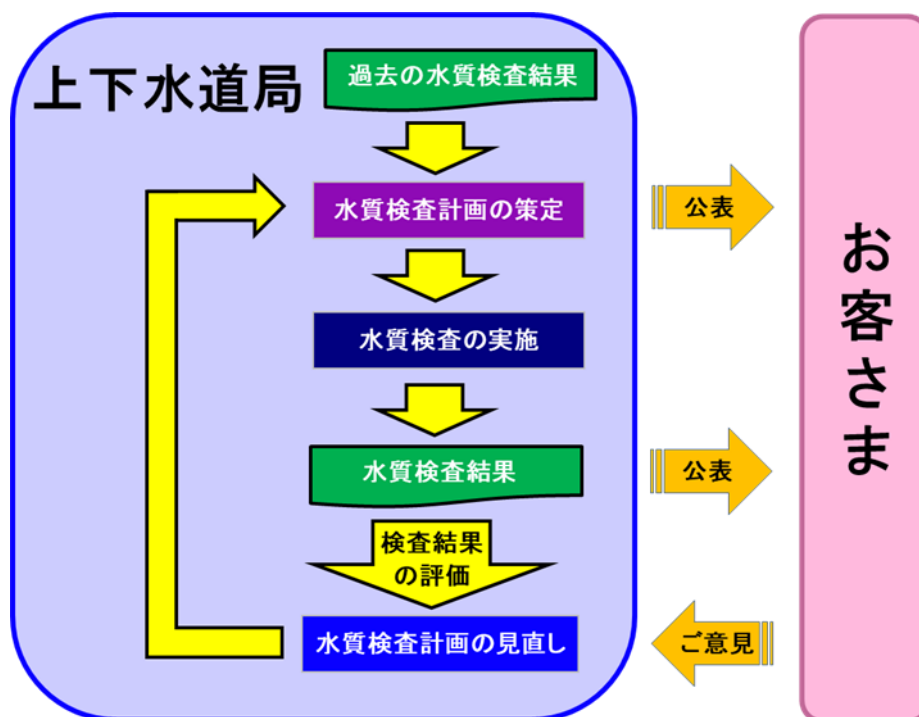


図1 水質検査計画及び検査結果の公表

10. 関係者との連携

(1) 水源の保全及び水源での水質異常への対応

水源河川流域の水道事業体及び関係団体と連携し、水源の保全活動を行います。水質異常時には、県・市の衛生部局または環境部局を含め、相互連絡通報体制を整備しています。

- ・ 淀川水質汚濁防止連絡協議会

国土交通省近畿地方整備局をはじめ近畿地方の24機関・団体に構成され、琵琶湖、淀川の調査研究のほか淀川の水質管理・水質保全活動を行います。

- ・ 淀川水質協議会

淀川を水源として利用している9水道事業体で構成され、琵琶湖南湖をはじめ本川、支川などの合同調査を定期的実施するほか、関係機関への要望活動を行います。

- ・ 武庫川水質連絡会議

武庫川流域の7水道事業体で構成され、年4回の合同水質調査を中心に活動します。

- ・ 猪名川水質協議会

猪名川から取水する水道事業体及び県営水道から受水する水道事業体の10団体に構成され、毎月の合同水質調査のほか関係機関への要望活動などを行います。

- ・兵庫県水道水質管理連絡協議会

兵庫県生活衛生課を中心に水道水の水質検査を実施している 33 機関で構成され、水道水源の水質監視を行うほか水質検査の外部精度管理を実施しています。

(2) 保健所との連携

安全な水道水を給水栓まで確実にお届けするために、アパート、マンション、ビル等の貯水槽水道について、必要に応じ保健所と連携して対応します。

(3) 緊急時の対応

河川への異物の流出、魚のへい死等の水質事故発生時における水質検査について、近隣水道事業体との協力体制を整備しています。

水質検査計画についてのご意見・お問い合わせは、下記へ

浄水課 水質試験チーム

〒662-0022 西宮市奥畑 6-35

(電話) 0798-74-6623

(FAX) 0798-72-9980

(Eメール) w_josui@nishi.or.jp

西宮市ホームページ <https://www.nishi.or.jp/>

別表1-1 給水栓の水質状況(鳴尾浄水場系)

水道水(給水栓)の水質検査結果				水質基準値 ↓ 10% 50% 100%									
番号	水質基準項目	基準値 R5年度	過去3年 (R3~R5)の 最高値 ^{注1}										
1	一般細菌	100個/mL以下	0										
2	大腸菌	不検出	不検出										
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003										
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005										
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001										
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001										
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001										
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002										
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004										
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.96										
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.59										
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.12										
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002										
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005										
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ^{注2}	0.04mg/L以下	<0.004										
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002										
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001										
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001										
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001										
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.16										
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002										
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.004										
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	<0.003										
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.006										
26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001										
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.016										
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	<0.003										
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.004										
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.002										
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008										
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.1										
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02										
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.01										
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.1										
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	33.6										
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.001										
38	塩化物イオン	200mg/L以下	49.7										
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	76										
40	蒸発残留物	500mg/L以下	218										
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02										
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.000001										
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001										
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.005										
45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005										
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.6										
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.7										
48	味	異常でないこと	異常なし										
49	臭気	異常でないこと	異常なし										
50	色度	5度以下	<0.5										
51	濁度	2度以下	<0.1										

過去3年の最高値の水質基準値に対する割合

グラフは、市内給水栓(鳴尾浄水場系)の過去3年間の最高値の水質基準値に対する割合を表示しています。

注1: 報告下限未満の値については、不等号を用いて「<#.#」と表示しています

注2: 表示しきれないため省略しています。正式にはシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンです。

別表1-2 給水栓の水質状況(阪神水道企業団受水系)

水道水(給水栓)の水質検査結果				水質基準値 ↓ 10% 50% 100%									
番号	水質基準項目	基準値 R5年度	過去3年 (R3~R5)の 最高値 ^{注1}	過去3年の最高値の水質基準値に対する割合									
1	一般細菌	100個/mL以下	4										
2	大腸菌	不検出	不検出										
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003										
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005										
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001										
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001										
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001										
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002										
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004										
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1.36	■									
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.12	■									
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02										
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002										
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005										
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ^{注2}	0.04mg/L以下	<0.004										
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002										
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001										
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001										
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001										
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.10	■									
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002										
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.013	■									
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.005	■									
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.010										
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.004	■									
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.039	■									
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	<0.003										
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.014	■									
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.003										
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008										
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.1										
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.09	■									
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03										
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.1										
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	18.1										
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.002										
38	塩化物イオン	200mg/L以下	19.7										
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	45	■									
40	蒸発残留物	500mg/L以下	133	■									
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02										
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.000001										
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000003	■									
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.005										
45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005										
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.9	■									
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.8										
48	味	異常でないこと	異常なし										
49	臭気	異常でないこと	異常なし										
50	色度	5度以下	0.9	■									
51	濁度	2度以下	0.1										

グラフは、市内給水栓(阪神水道企業団受水系)の過去3年間の最高値の水質基準値に対する割合を表示しています。

注1: 報告下限未満の値については、不等号を用いて「<#.##」と表示しています

注2: 表示しきれないため省略しています。正式にはシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンです。

別表1-3 給水栓の水質状況(丸山浄水場系)

水道水(給水栓)の水質検査結果				水質基準値 ↓ 10% 50% 100%									
番号	水質基準項目	基準値 R5年度	過去3年 (R3~R5)の 最高値 ^{注1}										
1	一般細菌	100個/mL以下	0										
2	大腸菌	不検出	不検出										
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003										
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005										
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001										
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001										
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001										
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002										
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004										
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.60										
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.32										
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.04										
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002										
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005										
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ^{注2}	0.04mg/L以下	<0.004										
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002										
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001										
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001										
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001										
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.20										
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002										
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.019										
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.007										
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	0.004										
26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001										
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.030										
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.012										
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.010										
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	<0.001										
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008										
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.1										
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.06										
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.04										
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.1										
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	11.6										
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.001										
38	塩化物イオン	200mg/L以下	27.6										
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	43										
40	蒸発残留物	500mg/L以下	102										
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02										
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001										
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000002										
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.005										
45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005										
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	1.0										
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.7										
48	味	異常でないこと	異常なし										
49	臭気	異常でないこと	異常なし										
50	色度	5度以下	0.8										
51	濁度	2度以下	<0.1										

過去3年の最高値の水質基準値に対する割合

グラフは、市内給水栓(丸山浄水場系)の過去3年間の最高値の水質基準値に対する割合を表示しています。

注1: 報告下限未満の値については、不等号を用いて「<#.#」と表示しています

注2: 表示しきれないため省略しています。正式にはシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンです。

別表1-4 給水栓の水質状況(兵庫県企業庁受水系)

水道水(給水栓)の水質検査結果				水質基準値 ↓ 10% 50% 100%									
番号	水質基準項目	基準値 R5年度	過去3年 (R3~R5)の 最高値 ^{注1}										
1	一般細菌	100個/mL以下	0										
2	大腸菌	不検出	不検出										
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003										
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005										
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001										
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001										
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001										
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002										
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004										
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.66										
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.21										
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.04										
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002										
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005										
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ^{注2}	0.04mg/L以下	<0.004										
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002										
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001										
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001										
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001										
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.20										
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002										
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.015										
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.008										
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.003										
26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001										
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.024										
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.011										
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.007										
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	<0.001										
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008										
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.1										
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.06										
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01										
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.1										
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	11.1										
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.001										
38	塩化物イオン	200mg/L以下	18.1										
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	47										
40	蒸発残留物	500mg/L以下	104										
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02										
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000002										
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000002										
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.005										
45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005										
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	1.1										
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.6										
48	味	異常でないこと	異常なし										
49	臭気	異常でないこと	異常なし										
50	色度	5度以下	<0.5										
51	濁度	2度以下	<0.1										

過去3年の最高値の水質基準値に対する割合

グラフは、市内給水栓(兵庫県企業庁受水系)の過去3年間の最高値の水質基準値に対する割合を表示しています。

注1: 報告下限未満の値については、不等号を用いて「<#.#」と表示しています

注2: 表示しきれないため省略しています。正式にはシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンです。

別表2 水質検査地点(原水及び浄水)

系統		検査種別	毎日検査	毎月検査			全項目検査			農薬類		備考	
		採水地点名	給水栓 注1	原水	浄水 配水池等	給水栓	原水	浄水 配水池等	給水栓	原水 注3	浄水 配水池等		
鳴尾浄水場		浅井戸1号		○			○			□			
		浅井戸2号		○			○			□			
		深井戸3号		○			○			□			
		深井戸4号		○			○			□			
		第一配水池			○			○			○		
		第二配水池			○			○			○		
		小松北町2丁目	◎注2			○			○			配水管末水質監視装置	
取水庫 場川		浅井戸1号		○			○			□			
		浅井戸2号		○			○			□			
配水所 北山		北山配水池			○			○			○	阪神水道より浄水を配水池で受水	
		鷺林寺1丁目	◎注2			○			○			配水管末水質監視装置	
		苦楽園三番町	◎									配水管末水質監視装置	
浄水場 越水		配水池			○			○			○	阪神水道より浄水を配水池で受水	
		甲陽園日之出町				○			○				
		室川町	◎			○			○			配水管末水質監視装置	
企業団受水 阪神水道	甲東ポンプ場系統	甲東ポンプ場			○							甲東ポンプ場系の受水点	
		田近野町(百間樋)	◎			○			○			配水管末水質監視装置	
		段上町4丁目	◎			○			○			配水管末水質監視装置	
		松並町				○			○				
		鳴尾浜2丁目	◎			○			○			配水管末水質監視装置	
		大浜町	◎			○			○			配水管末水質監視装置	
	西宮ポンプ場系統	西宮ポンプ場			○							西宮ポンプ場系の受水点	
		苦楽園五番町	◎注2			○			○			配水管末水質監視装置	
		西宮浜4丁目	◎			○			○			配水管末水質監視装置	
丸山浄水場		原水(着水井)		○			○			○		丸山貯水池より	
		県営三田浄水場系受水点			○			○			○	兵庫県企業庁三田浄水場系の受水点	
		低区配水池			○			○					
		中区配水池			○			○			○		
		山口町名来1丁目				○			○				
		山口町船坂	◎			○			○			配水管末水質監視装置	
受県水		東山台配水所			○			○			○	兵庫県企業庁多田浄水場より浄水を配水池で受水	
		宝生ヶ丘1丁目	◎			○			○			配水管末水質監視装置	
小計			12	7	10	14	7	8	14	7	7		
合計			12	31			29			14		配水管末水質監視装置:12地点	

注1:給水栓の毎日検査(残留塩素、色度、濁度の3項目)は、系統毎に◎の12地点で、配水管末水質監視装置により、24時間連続して365日監視します。

注2:小松北町、鷺林寺1丁目、苦楽園五番町の3地点については水質監視強化のため、pH値、電気伝導度、水温の項目を加えた6項目について、24時間連続して365日監視します。

注3:□の地点の農薬類については、混合原水で検査を実施します。

別表3-1 水質基準項目の基準値及び検査頻度

	番号	水質基準項目	基準値	検査回数(回/年)				備考
				原水注1	配水池等	給水栓	法定回数注2	
健康関連項目	1	◎ 一般細菌	100個/mL以下	12	12	12	12	病原性微生物
	2	◎ 大腸菌	不検出	12	12	12	12	
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4	4	4	4	金属類
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	4	4	☆	4	
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	4	
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	12	12	12	4	無機物
	10	◎ シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	12	12	12	4	
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	12	12	12	4	
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4	4	有機物
	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	4	4	4	
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4	4	☆	4	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4	4	4	4	
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4	4	4	4	
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	20	ベンゼン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	21	◎ 塩素酸	0.6mg/L以下	消毒 水に では る 検 副 生 を 成 し 物 な い あ り	12	12	4	消毒副生成物
	22	◎ クロロ酢酸	0.02mg/L以下		4	4	4	
	23	◎ クロロホルム	0.06mg/L以下		4	4	4	
	24	◎ ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		4	4	4	
	25	◎ ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下		4	4	4	
	26	◎ 臭素酸	0.01mg/L以下		4	4	4	
	27	◎ 総トリハロメタン	0.1mg/L以下		4	4	4	
	28	◎ トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		4	4	4	
	29	◎ ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		4	4	4	
	30	◎ ブロモホルム	0.09mg/L以下		4	4	4	
	31	◎ ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		4	4	4	
生活上支障関連項目	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4	4	金属類(着色)
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4	12	4	4	
	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	12	12	4	4	
	35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4	4	
	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	12	4	4	4	無機物(味)
	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	12	12	4	4	金属類(着色)
	38	◎ 塩化物イオン	200mg/L以下	12	12	12	12	無機物(味)
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	4	4	4	4	
	40	蒸発残留物	500mg/L以下	4	4	4	4	有機物(発泡)
	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4	4	☆	4	
	42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	12 注3	12 注3	12 注3	原因藻類発生 時期に1回/月	有機物(かび臭)
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下					
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4	4	☆	4	有機物(発泡)
	45	フェノール類	0.005mg/L以下	4	4	☆	4	有機物(臭気)
	46	◎ 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	12	12	12	有機物(味)
	47	◎ pH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	12	基礎的性状
	48	◎ 味	異常でないこと	—	12	12	12	
	49	◎ 臭気	異常でないこと	12	12	12	12	
	50	◎ 色度	5度以下	12	12	12	12	
	51	◎ 濁度	2度以下	12	12	12	12	

◎ 水質検査を省略してはならない項目です。

☆ 給水栓までの送配水施設で濃度上昇がないので、配水池で検査を実施します。

注1: 浅井戸、深井戸は4回と表示されている項目を2回、深井戸は12回と表示されている項目を6回とします。

注2: 法定回数は、給水栓にのみ適用されます。

注3: 表流水が原水の浄水場系で月1回の検査を実施します。地下水系では年1回の検査を実施します。

別表3-2 水質管理目標設定項目の基準値及び検査頻度

番号	水質管理目標設定項目	目 標 値	検査回数(回/年)			備 考
			原水 ^{注1}	配水池等	給水栓	
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	金属類
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下	4	4	4	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	4	4	4	有機物
5	トルエン	0.4mg/L以下	4	4	4	
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	1	1	—	
7	亜塩素酸	0.6mg/L以下	—	4	4	消毒副生成物
8	二酸化塩素 ^{注2}	0.6mg/L以下	—	—	—	消毒剤
9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下	—	4	4	消毒副生成物
10	抱水クロラール	0.02mg/L以下	—	4	4	
11	農薬類 ^{注3}	総農薬方式 検出指標値が1以下	4	4	—	農薬類
12	残留塩素	1.0mg/L以下	—	12	12	臭気
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10～100mg/L	4	4	4	無機物(味)
14	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	12	12	4	金属類(着色)
15	遊離炭酸	20mg/L以下	4	4	4	無機物(味)
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	4	4	4	有機物(臭気)
17	メチルtert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	4	4	4	
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	—	—	—	味
19	臭気強度	3以下	4	4	4	臭気
20	蒸発残留物	30～200mg/L	4	4	4	味
21	濁度	1度以下	12	12	12	基礎的性状
22	pH値	7.5程度	12	12	12	
23	ランゲリア指数	-1程度以上0付近	—	4	4	
24	従属栄養細菌	2000個/1mL以下	—	—	4	水道施設の健全性の指標
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4	4	4	有機物
26	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	4	12	4	金属類(着色)
27	PFOS及びPFOA ^{注4}	和が0.00005mg/L以下	4	4	注5	有機物

注1: 浅井戸、深井戸は4回と表示されている項目を2回、深井戸は12回と表示されている項目を6回とします。

注2: 消毒剤に二酸化塩素を使用した場合に検査が必要な項目で、西宮市では使用していないため、検査の対象としていません。

注3: 農薬類は地域の状況に応じて選定し、測定した個々の農薬の検出値と目標値の比の総和が1を超えないこととされています。

注4: 正式には、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)です。

注5: 鳴尾浄水場系給水栓のみ年4回測定します

別表3-3 独自で行う項目の検査頻度

番号	独自で行う項目	検査回数(回/年)			備 考
		原水 ^{注1}	配水池等	給水栓	
1	アンモニア態窒素	12	—	—	
2	BOD	4	—	—	表流水のみ
3	COD	4	—	—	表流水のみ
4	紫外線吸光度(260nm)	4	4	4	
5	浮遊物質(SS)	4	—	—	表流水のみ
6	侵食性遊離炭酸	4	4	4	
7	トリハロメタン生成能	4	—	—	表流水のみ
8	塩素要求量	4	—	—	
9	電気伝導率	12	12	12	
10	アルカリ度	4	4	4	
11	酸度	4	4	4	
12	カリウム及びその化合物	4	4	4	
13	硫酸イオン	4	4	4	
14	臭化物イオン	4	4	4	
15	カルシウム及びその化合物	4	4	4	
16	マグネシウム及びその化合物	4	4	4	
17	モリブデン及びその化合物	4	4	4	
18	硝酸態窒素	12	12	12	
19	キシレン	4	4	4	
20	p-ジクロロベンゼン	4	4	4	
21	1,2-ジクロロプロパン	4	4	4	
22	1,1,2-トリクロロエタン	4	4	4	
23	嫌気性芽胞菌	12	—	—	
24	クリプトスポリジウム等	4	4	—	受水は1回/年
25	ダイオキシン類	1	1	—	原水は地下水のみ 丸山浄水場 1回/年 鳴尾浄水場 1回/年
26	放射性物質	—	2又は4	—	丸山浄水場 4回/年 鳴尾浄水場 2回/年
27	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	4	4	注2	

注1: 浅井戸、深井戸は4回と表示されている項目を2回、深井戸は12回と表示されている項目を6回とします。

注2: 鳴尾浄水場系給水栓のみ年4回測定します

別図1 水質検査地点

